（自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る記録の申請）

第四十条の十一　施行令第八条第六項において準用する令第四十八条第一項の国土交通省令で定める書面（新所有者が国又は地方公共団体であるときは、第二号に掲げる書面を除く。）は、次に掲げる書面とする。

一・二　（略）

（自動車型式指定規則の一部改正）

第三条　自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第三条　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。 一～四　（略） 五　法第四十一条第一項各号に掲げる装置の検査の業務組織及び実施要領を記載した書面 六～九　（略） 3・4　（略） **第三条の三**　法第七十五条第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。 一　第三条第一項の規定により機構に提示された自動車又は前条第一項の申請に係る自動車の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条第一項各号に掲げる装置ごとに保安基準に適合すること。 二・三　（略）	**第三条**　（略） 2　前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面（申請書の写しにあつては、第四号から第九号までを除く。）を添付しなければならない。 一～四　（略） 五　法第四十一条各号に掲げる装置の検査の業務組織及び実施要領を記載した書面 六～九　（略） 3・4　（略） **第三条の三**　法第七十五条第三項に規定する判定の基準は、次のとおりとする。 一　第三条第一項の規定により機構に提示された自動車又は前条第一項の申請に係る自動車の構造、装置及び性能が、法第四十条各号に掲げる事項ごと及び法第四十一条各号に掲げる装置ごとに保安基準に適合すること。 二・三　（略）

（自動車事故報告規則の一部改正）

第四条　自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。 一～十　（略） 十一　自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなつたもの 十二～十五　（略）	（定義） **第二条**　この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。 一～十　（略） 十一　自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなつたもの 十二～十五　（略）

（装置型式指定規則の一部改正）

第五条　装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。